

2月定例月議会における議案に対する意見募集

No.2 四日市市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について

今回の議案は、平成30年4月から、未就学児を対象に子ども医療費の窓口負担無料化（現物給付）を実施しましたが、令和2年9月から、窓口負担無料化の範囲を未就学児から子ども医療費受給者全員（中学生修了まで）へ拡大するためのものです。また、児童手当の特例給付となる基準と同内容の所得制限を設けていますが、所得制限を廃止し、対象者を拡大して実施するためのものです。今回の議案に対するご意見を募集します。

1 改正の背景

平成30年4月から、未就学児を対象に子ども医療費の窓口負担無料化（現物給付）を実施したが、令和2年9月から、窓口負担無料化の範囲を未就学児から子ども医療費受給者全員（中学生修了まで）へ拡大する。

また、児童手当の特例給付となる基準と同内容の所得制限を設けているが、所得制限を廃止し、対象者を拡大して実施する。

2 窓口負担無料化の実施医療機関の範囲

	未就学児		小学生		中学生	
	1市3町の医療機関	左記以外の県内市町の医療機関	1市3町の医療機関	左記以外の県内市町の医療機関	1市3町の医療機関	左記以外の県内市町の医療機関
現状	現物給付	現物給付	償還払い	償還払い	償還払い	償還払い
改正後	現物給付	現物給付	現物給付	償還払い	現物給付	償還払い

※1市3町とは四日市市、川越町、朝日町、菰野町

※県外受診の場合は、別途償還払いの申請が必要

3 施行期日

令和2年9月1日

4 附則による改正

四日市市一人親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正

一人親家庭等の医療費助成の対象である就学児について、子ども医療費助成の対象に移行するため、関係する規定を整備する。